

骨子案 入所・地域生活支援専門部会担当分野

分野（大分類）	施策の方向性（中分類）	現状・課題及び取組の方向性	数値目標等
9 様々な視点から取り組むべき事項 （１）高齢期に向けた支援 高齢期に向けた支援については、国における地域の居住支援やサービス提供体制の在り方の検討状況を注視しながら検討を進めます。 （２）スポーツと文化芸術活動に対する支援 東京 2020 パラリンピック競技大会を契機として促進された、障害のある人へのスポーツの普及や障害のある人がスポーツを行うことができる環境づくりについて、県障害者スポーツ大会の開催及び全国障害者スポーツ大会への選手派遣を通じ、より一層取り組んでいきます。国のスポーツ行政の一元化も踏まえ、選手の育成強化に努めます。また、様々な機会を通じて指導者の資質の向上に努めます。身近な地域での文化芸術活動に親しむために、参加・発表の機会の確保と参加者の拡大に努めます。障害のある人が、生涯にわたり教育や文化芸術、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、生涯学習を支援するための方策を講じていきます。 （３）住まいとまちづくりに関する支援 障害のある人が、安心して快適に暮らすことができるまちづくりを推進します。また、鉄道駅、道路や建築物などの公共	（１）高齢期に向けた支援 （２）スポーツと文化芸術活動に対する支援 （３）住まいとまちづくりに関する支援	（１） 【Ⅰ 現状・課題】 家族等の介助者の高齢化への対応や一人暮らしの障害のある人の自立した生活を維持していくための施策の充実が必要である。 高齢期の障害のある人が、障害福祉サービスと介護保険サービスを円滑に利用できるよう、共生型サービスをはじめとする制度の周知や活用支援を図り、障害のある人のニーズや地域の実情に応じた対応をしていくことが求められている。 【Ⅱ 取組の方向性】 高齢期の障害のある人が、障害福祉サービスと介護保険サービスを切れ目なく利用できるよう、共生型サービスを含む制度の円滑な運用及び活用を図る。 （２） 【Ⅰ 現状・課題】 障害のある人の社会参加や障害の理解促進のため、生涯にわたり、教育やスポーツ、文化芸術、ボランティア活動などの様々な機会に親しめるよう支援していく必要がある。 【Ⅱ 取組の方向性】 障害のある人が、県内の広い地域で気軽にスポーツ活動に親しめる環境づくりを促進する。また、障害者芸術文化活動支援センターを中心に障害のある人の文化芸術活動の支援を行うなどし、生涯にわたり、教育やスポーツ、文化芸術などの様々な機会に親しむことができるよう、生涯学習を支援するための方策を講じていく。 （３） 【Ⅰ 現状・課題】 公共施設等や住まいのバリアフリー化を推進していくとともに、「心のバリアフリー」を一層推進していく必要がある。 【Ⅱ 取組の方向性】 公共施設等や住まいのバリアフリー化に努めていくとともに、「障害者条例」に基づく活動や、障害当事者をはじめとする県民が主体となった取組を進めることにより「心のバリアフリー」を一層浸透させていく。	←（２） ○県独自数値目標 （厚労省指針の成果目標・活動指標・地活事業以外） ・パラスポーツの指導者数 ←（３） ○県独自数値目標 （厚労省指針の成果目標・活動指標・地活事業以外） ・多機能トイレが整備されている県立公園（公園数、整備率） ・主要駅のエレベーター等の設置による段差解消割合 ・県営住宅のうちバリアフリー化された住宅数 ・障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅登録戸数

施設については、バリアフリー化やユニバーサルデザインのより一層の普及に努めます。 （４）暮らしの安全・安心に関する支援 障害のある人が、地域社会の中で安全で安心して暮らせるよう、防災部門と福祉部門とで連携し、市町村における個別避難計画作成に対する支援や、災害時における情報伝達のための人材確保など、防災に向けた取り組みを推進します。また、犯罪被害や消費者被害から障害のある人を守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。	（４）暮らしの安全・安心に関する支援	（４） 【Ⅰ 現状・課題】 要配慮者、避難行動要支援者に対する避難支援や、福祉避難所の確保について市町村の取組を促すことが必要である。また、避難所のバリアフリー化や避難所において障害のある人が必要な物資の入手、障害特性に応じた支援を継続的に受けることができるような体制の整備が必要である。 地域生活への移行が進む中、犯罪被害や消費者被害に遭うことのないように、障害のある方本人やその支援者への教育や研修、相談窓口の周知等が必要である。 【Ⅱ 取組の方向性】 「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」、「災害時における避難所運営の手引き」等をもとに、障害のある人などの要配慮者に係る市町村の取組を促していく。 犯罪から身を守るための心がまえについて教育に組み込み、適切な判断をすることが困難な人に対して、日常生活自立支援事業や成年後見制度による支援を実施する。	← (4) ○県独自数値目標 (厚労省指針の成果目標・活動指標・地活事業以外) ・個別避難計画の作成率 ・日常生活自立支援事業利用者数【再掲】
--	---------------------------	--	--